

幕別町税条例の一部を改正する条例 新旧対照表

現 行 条 例	改 正 条 例
<p>○幕別町税条例 (昭和30年 5月30日 条例第18号)</p> <p>第1条～第7条 略</p> <p>第8条～第17条 削除</p>	<p>○幕別町税条例 (昭和30年 5月30日 条例第18号)</p> <p>第1条～第7条 略 <u>(徴収猶予に係る町の徴収金の分割納付又は分割納入の方法)</u></p> <p>第8条 地方税法(昭和25年法律第226号。以下「法」という。)第15条第3項及び第5項に規定する条例で定める方法は、分割による納付又は納入とする。</p> <p>2 町長は、法第15条第3項又は第5項の規定により、同条第1項若しくは第2項の規定による徴収の猶予(以下この節において「徴収の猶予」という。)又は同条第4項の規定による徴収の猶予をした期間の延長(次項及び第4項において「徴収の猶予期間の延長」という。)に係る町の徴収金を分割して納付し、又は納入させる場合においては、当該分割納付又は当該分割納入の各納付期限又は各納入期限及び各納付期限又は各納入期限ごとの納付金額又は納入金額を定めるものとする。</p> <p>3 町長は、徴収の猶予又は徴収の猶予期間の延長を受けた者がその納付期限又は納入期限までに納付し、又は納入することができないことにつきやむを得ない理由があると認めるときは、前項の規定により定めた分割納付又は分割納入の各納付期限又は各納入期限ごとの納付金額又は納入金額を変更することができる。</p> <p>4 町長は、第2項の規定により分割納付又は分割納入の各納付期限又は各納入期限及び各納付期限又は各納入期限ごとの納付金額又は納入金額を定めたときは、その旨、当該分割納付又は分割納入の各納付期限又は各納入期限及び各納付期限又は各納入期限ごとの納付金額又は納入金額その他必要な事項を当該徴収の猶予又は当該徴収の猶予期間の延長を受けた者に通知しなければならない。</p> <p>5 町長は、第3項の規定により分割納付又は分割納入の各納付期限又は各納入期限ごとの納付金額又は納入金額を変更したときは、その旨、その変更後の各納付期限又は各納入期限及び各納付期限又は各納入期限ごとの納付金額又は納</p>

現 行 条 例	改 正 条 例
	<p>入金額その他必要な事項を当該変更を受けた者に通知しなければならない。 (徴収猶予の申請手続等)</p> <p>第9条 法第15条の2第1項に規定する条例で定める事項は、次に掲げる事項とする。</p> <p>(1) 法第15条第1項各号のいずれかに該当する事実があること及びその該当する事実に基づき町の徴収金を一時に納付し、又は納入することができない事情の詳細</p> <p>(2) 納付し、又は納入すべき町の徴収金の年度、種類、納期限及び金額</p> <p>(3) 前号の金額のうち当該猶予を受けようとする金額</p> <p>(4) 当該猶予を受けようとする期間</p> <p>(5) 分割納付又は分割納入の方法により納付又は納入を行うかどうか(分割納付又は分割納入の方法により納付又は納入を行う場合にあっては、分割納付又は分割納入の各納付期限又は各納入期限及び各納付期限又は各納入期限ごとの納付金額又は納入金額を含む。)</p> <p>(6) 猶予を受けようとする金額が100万円を超え、かつ、猶予期間が3月を超える場合には、提供しようとする法第16条第1項各号に掲げる担保の種類、数量、価額及び所在(その担保が保証人の保証であるときは、保証人の氏名及び住所又は居所)その他担保に関し参考となるべき事項(担保を提供することができない特別の事情があるときは、その事情)</p> <p>(7) 前各号に掲げるもののほか、町長が特に必要と認める事項</p> <p>2 法第15条の2第1項に規定する条例で定める書類は、次に掲げる書類とする。</p> <p>(1) 法第15条第1項各号のいずれかに該当する事実を証するに足りる書類</p> <p>(2) 財産目録その他の資産及び負債の状況を明らかにする書類</p> <p>(3) 猶予を受けようとする日前1年間の収入及び支出の実績並びに同日以後の収入及び支出の見込みを明らかにする書類</p> <p>(4) 猶予を受けようとする金額が100万円を超え、かつ、猶予期間が3月を超える場合には、地方税法施行令(昭和25年政令第245号。以下「令」という。)第6条の10の規定により提出すべき書類その他担保の提供に関し必要となる書類</p> <p>(5) 前各号に掲げるもののほか、町長が特に必要と認める書類</p> <p>3 法第15条の2第2項に規定する条例で定める事項は、次に掲げる事項とする。</p>

現 行 条 例	改 正 条 例
	<p>(1) <u>町の徴収金を一時に納付し、又は納入することができない事情の詳細</u></p> <p>(2) <u>第1項第2号から第6号までに掲げる事項</u></p> <p>(3) <u>前各号に掲げるもののほか、町長が特に必要と認める事項</u></p> <p>4 <u>法第15条の2第2項及び第3項に規定する条例で定める書類は、次に掲げる書類とする。</u></p> <p>(1) <u>第2項第2号から第4号までに掲げる書類</u></p> <p>(2) <u>前号に掲げるもののほか、町長が特に必要と認める書類</u></p> <p>5 <u>法第15条の2第3項に規定する条例で定める事項は、次に掲げる事項とする。</u></p> <p>(1) <u>猶予期間の延長を受けようとする町の徴収金の年度、種類、納期限及び金額</u></p> <p>(2) <u>猶予期間内にその猶予を受けた金額を納付し、又は納入することができないやむを得ない理由</u></p> <p>(3) <u>猶予期間の延長を受けようとする期間</u></p> <p>(4) <u>第1項第5号及び第6号に掲げる事項</u></p> <p>(5) <u>前各号に掲げるもののほか、町長が特に必要と認める事項</u></p> <p>6 <u>法第15条の2第4項に規定する条例で定める書類は、次に掲げる書類とする。</u></p> <p>(1) <u>第2項第4号に掲げる書類</u></p> <p>(2) <u>前号に掲げるもののほか、町長が特に必要と認める書類</u></p> <p>7 <u>法第15条の2第8項に規定する条例で定める期間は、20日とする。</u> <u>(職権による換価の猶予の手續等)</u></p> <p>第10条 <u>法第15条の5第2項において読み替えて準用する法第15条第3項及び第5項に規定する条例で定める方法は、分割による納付又は納入とする。</u></p> <p>2 <u>第8条第2項から第5項までの規定は、法第15条の5第2項において読み替えて準用する法第15条第3項又は第5項の規定により、分割して納付し、又は納入させる場合について準用する。</u></p> <p>3 <u>法第15条の5の2第1項及び第2項に規定する条例で定める書類は、次に掲げる書類とする。</u></p> <p>(1) <u>第9条第2項第2号から第4号までに掲げる書類</u></p> <p>(2) <u>分割納付又は分割納入させるために必要となる書類</u></p> <p>(3) <u>前各号に掲げるもののほか、町長が特に必要と認める書類</u> <u>(申請による換価の猶予の申請手續等)</u></p>

現 行 条 例	改 正 条 例
<p>(公示送達) 第18条 地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）第20条の2の規</p>	<p>第11条 法第15条の6第1項に規定する条例で定める期間は、6月とする。 <u>2 法第15条の6第3項において準用する法第15条第3項及び第5項に規定する条例で定める方法は、分割による納付又は納入とする。</u> <u>3 第8条第2項から第5項までの規定は、法第15条の6第3項において準用する法第15条第3項又は第5項の規定により、分割して納付し、又は納入させる場合について準用する。</u> <u>4 法第15条の6の2第1項に規定する条例で定める事項は、次に掲げる事項とする。</u> <u>(1) 町の徴収金を一時に納付し、又は納入することにより事業の継続又は生活の維持が困難となる事情の詳細</u> <u>(2) 第9条第1項第2号から第4号まで及び第6号に掲げる事項</u> <u>(3) 分割納付又は分割納入の各納付期限又は各納入期限及び各納付期限又は各納入期限ごとの納付金額又は納入金額</u> <u>(4) 前各号に掲げるもののほか、町長が特に必要と認める事項</u> <u>5 法第15条の6の2第1項及び第2項に規定する条例で定める書類は、次に掲げる書類とする。</u> <u>(1) 第9条第2項第2号から第4号までに掲げる書類</u> <u>(2) 前号に掲げるもののほか、町長が特に必要と認める書類</u> <u>6 法第15条の6の2第2項に規定する条例で定める事項は、次に掲げる事項とする。</u> <u>(1) 第9条第1項第6号に掲げる事項</u> <u>(2) 第9条第5項第1号から第3号までに掲げる事項</u> <u>(3) 第4項第3号に掲げる事項</u> <u>(4) 前各号に掲げるもののほか、町長が特に必要と認める事項</u> <u>7 法第15条の6の2第3項において準用する法第15条の2第8項に規定する期間は、20日とする。</u> <u>(担保を徴する必要がない場合)</u> 第12条 法第16条に規定する条例で定める場合は、猶予に係る金額が100万円以下である場合、猶予期間が3月以内である場合又は担保を徴することができない特別の事情がある場合とする。 第13条から第17条まで 削除 (公示送達) 第18条 法第20条の2の規定による公示送達は、幕別町広告式条例（昭和35年町</p>

現 行 条 例	改 正 条 例
<p>定による公示送達は、幕別町広告式条例（昭和35年町条例第2号）第2条に規定する掲示場に掲示して行うものとする。</p> <p>第19条～第22条 略 （町民税の納税義務者等）</p> <p>第23条 略</p> <p>2 法の施行地に本店又は主たる事務所若しくは事業所を有しない法人（以下この節において「外国法人」という。）に対するこの節の規定の適用については、恒久的施設（<u>法人税法第2条第12号の18</u>に規定する恒久的施設をいう。）をもって、その事務所又は事業所とする。</p> <p>3 法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めがあり、かつ、<u>地方税法施行令（昭和25年政令第245号。以下「令」という。）</u>第47条に規定する収益事業を行うもの（当該社団又は財団で収益事業を廃止したものを含む。第31条第2項の表の第1号において「人格のない社団等」という。）又は法人課税信託の引受けを行うものは、法人とみなして、この節の規定中法人の町民税に関する規定を適用する。</p> <p>第24条～第32条 略 （所得割の課税標準）</p> <p>第33条 略</p> <p>2 前項の総所得金額、退職所得金額、又は山林所得金額は、法又はこれに基づく政令で特別の定めをする場合を除くほか、それぞれ所得税法（昭和40年法律第33号）その他の所得税に関する法令の規定による所得税法第22条第2項、又は第3項の総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額の計算の例によって算定する。</p> <p>3～6 略</p> <p>第34条～第36条 略 （町民税の申告）</p> <p>第36条の2 略</p> <p>1～7 略</p> <p>8 町長は、町民税の賦課徴収について必要があると認める場合においては、新たに、第23条第1項第3号又は第4号の者に該当することとなった者に当該該当することとなった日から10日以内に、その名称、代表者又は管理人の氏名、主たる事業所又は事業所の所在、当該町内に有する事務所、事業所又は寮等の</p>	<p>条例第2号）第2条に規定する掲示場に掲示して行うものとする。</p> <p>第19条～第22条 略 （町民税の納税義務者等）</p> <p>第23条 略</p> <p>2 法の施行地に本店又は主たる事務所若しくは事業所を有しない法人（以下この節において「外国法人」という。）に対するこの節の規定の適用については、恒久的施設（<u>法第292条第1項第14号</u>に規定する恒久的施設をいう。）をもって、その事務所又は事業所とする。</p> <p>3 法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めがあり、かつ、<u>令第47条</u>に規定する収益事業を行うもの（当該社団又は財団で収益事業を廃止したものを含む。第31条第2項の表の第1号において「人格のない社団等」という。）又は法人課税信託の引受けを行うものは、法人とみなして、この節の規定中法人の町民税に関する規定を適用する。</p> <p>第24条～第32条 略 （所得割の課税標準）</p> <p>第33条 略</p> <p>2 前項の総所得金額、退職所得金額、又は山林所得金額は、法又はこれに基づく政令で特別の定めをする場合を除くほか、それぞれ所得税法（昭和40年法律第33号）その他の所得税に関する法令の規定による所得税法第22条第2項、又は第3項の総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額の計算の例によって算定する。<u>ただし、同法第60条の2から第60条の4までの規定の例によらないものとする。</u></p> <p>3～6 略</p> <p>第34条～第36条 略 （町民税の申告）</p> <p>第36条の2 略</p> <p>1～7 略</p> <p>8 町長は、町民税の賦課徴収について必要があると認める場合においては、新たに、第23条第1項第3号又は第4号の者に該当することとなった者に当該該当することとなった日から10日以内に、その名称、代表者又は管理人の氏名、主たる事業所又は事業所の所在、当該町内に有する事務所、事業所又は寮等の</p>

現 行 条 例	改 正 条 例
<p>所在、当該該当することとなった日、その他必要な事項を申告させることができる。</p> <p>第36条の3及び第36条の3の2 略 第36条の3の3 略 2及び3 略</p> <p>4 公的年金等受給者は、第1項の規定による申告書の提出の際に經由すべき公的年金等支払者が所得税法第203条の5第4項に規定する納税地の所轄税務署長の承認を受けている場合には、施行規則で定めるところにより、当該申告書の提出に代えて、当該公的年金等支払者に対し、当該申告書に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。</p> <p>5 略 第36条の4～第50条 略 (町民税の減免) 第51条 略</p> <p>2 前項の規定によって町民税の減免を受けようとする者は、納期限前7日までに次に掲げる事項を記載した申請書に減免を受けようとする事由を証明する書類を添付して町長に提出しなければならない。</p> <p>(1) 略 (2) 略</p> <p>3 略 第52条～第63条 略 (施行規則第15条の3第2項の規定による補正の方法の申出) 第63条の2 施行規則第15条の3第2項の規定による補正の方法の申出は、当該家屋に係る区分所有者の代表者が毎年1月31日までに次の各号に掲げる事項を記載した申出書を町長に提出して行わなければならない。 (1) 代表者の住所及び氏名</p>	<p>所在、法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第15項に規定する法人番号をいう。以下町民税について同じ。）、当該該当することとなった日、その他必要な事項を申告させることができる。</p> <p>第36条の3及び第36条の3の2 略 第36条の3の3 略 2及び3 略</p> <p>4 公的年金等受給者は、第1項の規定による申告書の提出の際に經由すべき公的年金等支払者が所得税法第203条の5第5項に規定する納税地の所轄税務署長の承認を受けている場合には、施行規則で定めるところにより、当該申告書の提出に代えて、当該公的年金等支払者に対し、当該申告書に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。</p> <p>5 略 第36条の4～第50条 略 (町民税の減免) 第51条 略</p> <p>2 前項の規定によって町民税の減免を受けようとする者は、納期限前7日までに次に掲げる事項を記載した申請書に減免を受けようとする事由を証明する書類を添付して町長に提出しなければならない。 (1) <u>納税義務者の氏名又は名称、住所若しくは居所又は事務所若しくは事業所の所在地及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。）又は法人番号</u> (2) 略 (3) 略</p> <p>3 略 第52条～第63条 略 (施行規則第15条の3第2項の規定による補正の方法の申出) 第63条の2 施行規則第15条の3第2項の規定による補正の方法の申出は、当該家屋に係る区分所有者の代表者が毎年1月31日までに次の各号に掲げる事項を記載した申出書を町長に提出して行わなければならない。 (1) 代表者の住所、氏名又は名称及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番</p>

現 行 条 例	改 正 条 例
<p>(2)～(4) 略</p> <p>2 略</p> <p>(法第352条の2第5項及び第6項の規定による固定資産税額のおん分の申出)</p> <p>第63条の3 法第352条の2第5項の規定による同条第1項第1号に掲げる要件に該当する同項に規定する共用土地で同項第2号に掲げる要件に該当しないものに係る固定資産税額のおん分の申出は、同項に規定する共用土地納税義務者の代表者が毎年1月31日までに次の各号に掲げる事項を記載した申出書を町長に提出して行わなければならない。</p> <p>(1) 代表者の住所及び氏名</p> <p>(2)～(5) 略</p> <p>2 法第352条の2第6項に規定する特定被災共用土地（以下この項及び次項において「特定被災共用土地」という。）に係る固定資産税額のおん分の申出は、同条第6項に規定する特定被災共用土地納税義務者（第5号及び第4項において「特定被災共用土地納税義務者」という。）の代表者が法第349条の3の3第1項に規定する被災年度（第3号及び第74条の2において「被災年度」という。）の翌年度又は翌々年度（法第349条の3の3第1項に規定する避難の指示等（第74条の2において「避難の指示等」という。）が行われた場合において、法第349条の3の3第1項に規定する避難等解除日（以下この項及び第74条の2において「避難等解除日」という。）の属する年が法第349条の3の3第1項に規定する被災年（第74条の2において「被災年」という。）の翌年以後の年であるときは、当該被災年度の翌年度から避難等解除日の属する年の1月1日以後3年を経過する日を賦課期日とする年度までの各年度）の初日の属する年の1月31日までに次の各号に掲げる事項を記載し、かつ、第4号に掲げる事実を証する書類を添付した申出書を町長に提出して行わなければならない。</p> <p>(1) 代表者の住所及び氏名</p> <p>(2)～(6) 略</p> <p>3及び4 略</p>	<p><u>号をいい、当該書類を提出する者の同項に規定する個人番号に限る。以下固定資産税について同じ。）又は法人番号（同条第15項に規定する法人番号をいう。以下固定資産税について同じ。）（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）</u></p> <p>(2)～(4) 略</p> <p>2 略</p> <p>(法第352条の2第5項及び第6項の規定による固定資産税額のおん分の申出)</p> <p>第63条の3 法第352条の2第5項の規定による同条第1項第1号に掲げる要件に該当する同項に規定する共用土地で同項第2号に掲げる要件に該当しないものに係る固定資産税額のおん分の申出は、同項に規定する共用土地納税義務者の代表者が毎年1月31日までに次の各号に掲げる事項を記載した申出書を町長に提出して行わなければならない。</p> <p>(1) 代表者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）</p> <p>(2)～(5) 略</p> <p>2 法第352条の2第6項に規定する特定被災共用土地（以下この項及び次項において「特定被災共用土地」という。）に係る固定資産税額のおん分の申出は、同条第6項に規定する特定被災共用土地納税義務者（第5号及び第4項において「特定被災共用土地納税義務者」という。）の代表者が法第349条の3の3第1項に規定する被災年度（第3号及び第74条の2において「被災年度」という。）の翌年度又は翌々年度（法第349条の3の3第1項に規定する避難の指示等（第74条の2において「避難の指示等」という。）が行われた場合において、法第349条の3の3第1項に規定する避難等解除日（以下この項及び第74条の2において「避難等解除日」という。）の属する年が法第349条の3の3第1項に規定する被災年（第74条の2において「被災年」という。）の翌年以後の年であるときは、当該被災年度の翌年度から避難等解除日の属する年の1月1日以後3年を経過する日を賦課期日とする年度までの各年度）の初日の属する年の1月31日までに次の各号に掲げる事項を記載し、かつ、第4号に掲げる事実を証する書類を添付した申出書を町長に提出して行わなければならない。</p> <p>(1) 代表者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）</p> <p>(2)～(6) 略</p> <p>3及び4 略</p>

現 行 条 例	改 正 条 例
<p>第64条～第70条 略 (固定資産税の減免)</p> <p>第71条 略</p> <p>2 前項の規定によって固定資産税の減免を受けようとする者は、納期限前7日までに、次に掲げる事項を記載した申請書にその減免を受けようとする事由を証明する書類を添付して町長に提出しなければならない。</p> <p>(1) <u>納税義務者の住所及び氏名又は名称</u></p> <p>(2)～(5) 略</p> <p>3 略</p> <p>第72条及び第73条 略 (住宅用地の申告)</p> <p>第74条 賦課期日において、住宅用地を所有する者は、当該年度の前年度に係る賦課期日から引き続き当該住宅用地を所有し、かつ、その申告すべき事項に異動がない場合を除き、当該年度の初日の属する年の1月31日までに次の各号に掲げる事項を記載した申告書を町長に提出しなければならない。</p> <p>(1) <u>住宅用地の所有者の住所及び氏名又は名称</u></p> <p>(2)～(4) 略</p> <p>2 略 (被災住宅用地の申告)</p> <p>第74条の2 法第349条の3の3第1項(同条第2項において準用する場合及び同条第3項(同条第4項において準用する場合を含む。))の規定により読み替えて適用される場合を含む。第5号及び次項において同じ。)の規定の適用を受けようとする者は、被災年度の翌年度又は翌々年度(避難の指示等が行われた場合において、避難等解除日の属する年が被災年の翌年以後の年であるときは、当該被災年度の翌年度から避難等解除日の属する年の1月1日以後3年を経過する日を賦課期日とする年度までの各年度)の初日の属する年の1月31日までに次に掲げる事項を記載し、かつ、第4号に掲げる事実を証する書類を添付した申告書を町長に提出しなければならない。</p> <p>(1) <u>納税義務者の住所及び氏名又は名称並びに当該納税義務者が令第52条の13第1項第3号から第5号まで又は第3項第3号から第5号までに掲げる者である場合にあつては、同条第1項第1号若しくは第2号又は第3項第1号若</u></p>	<p>第64条～第70条 略 (固定資産税の減免)</p> <p>第71条 略</p> <p>2 前項の規定によって固定資産税の減免を受けようとする者は、納期限前7日までに、次に掲げる事項を記載した申請書にその減免を受けようとする事由を証明する書類を添付して町長に提出しなければならない。</p> <p>(1) <u>納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号(個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称)</u></p> <p>(2)～(5) 略</p> <p>3 略</p> <p>第72条及び第73条 略 (住宅用地の申告)</p> <p>第74条 賦課期日において、住宅用地を所有する者は、当該年度の前年度に係る賦課期日から引き続き当該住宅用地を所有し、かつ、その申告すべき事項に異動がない場合を除き、当該年度の初日の属する年の1月31日までに次の各号に掲げる事項を記載した申告書を町長に提出しなければならない。</p> <p>(1) <u>住宅用地の所有者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号(個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称)</u></p> <p>(2)～(4) 略</p> <p>2 略 (被災住宅用地の申告)</p> <p>第74条の2 法第349条の3の3第1項(同条第2項において準用する場合及び同条第3項(同条第4項において準用する場合を含む。))の規定により読み替えて適用される場合を含む。第5号及び次項において同じ。)の規定の適用を受けようとする者は、被災年度の翌年度又は翌々年度(避難の指示等が行われた場合において、避難等解除日の属する年が被災年の翌年以後の年であるときは、当該被災年度の翌年度から避難等解除日の属する年の1月1日以後3年を経過する日を賦課期日とする年度までの各年度)の初日の属する年の1月31日までに次に掲げる事項を記載し、かつ、第4号に掲げる事実を証する書類を添付した申告書を町長に提出しなければならない。</p> <p>(1) <u>納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号(個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称)並びに当該納税義務者が令第52条の13第1項第3号から第5号まで又は第3項第3号から</u></p>

現 行 条 例	改 正 条 例
<p>しくは第2号に掲げる者との関係</p> <p>(2)～(6) 略</p> <p>2 略</p> <p>第75条～第88条 略 (軽自動車税の減免)</p> <p>第89条 略</p> <p>2 前項の規定によって軽自動車税の減免を受けようとする者は、納期限前7日までに、当該軽自動車等について減免を受けようとする税額及び次の各号に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする事由を証明する書類を添付し、これを町長に提出しなければならない。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 軽自動車等の所有者等の住所又は<u>氏名若しくは名称</u></p> <p>(3)～(8) 略</p> <p>3 略 (身体障害者等に対する軽自動車税の減免)</p> <p>第90条 略</p> <p>2 前項第1号の規定によって軽自動車税の減免を受けようとする者は、納期限前7日までに、町長に対して、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条の規定により交付された身体障害者手帳（戦傷病者特別援護法（昭和38年法律第168号）第4条の規定により戦傷病者手帳の交付を受けている者で身体障害者手帳の交付を受けていないものにあつては、戦傷病者手帳とする。以下本項において「身体障害者手帳」という。）、厚生労働大臣が定めるところにより交付された療育手帳（以下本項において「療育手帳」という。）又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条の規定により交付された精神障害者保健福祉手帳（以下本項において「精神障害者保健福祉手帳」という。）及び道路交通法（昭和35年法律第105号）第92条の規定により交付された身体障害者又は身体障害者等と生計を一にする者若しくは身体障害</p>	<p>第5号までに掲げる者である場合にあつては、同条第1項第1号若しくは第2号又は第3項第1号若しくは第2号に掲げる者との関係</p> <p>(2)～(6) 略</p> <p>2 略</p> <p>第75条～第88条 略 (軽自動車税の減免)</p> <p>第89条 略</p> <p>2 前項の規定によって軽自動車税の減免を受けようとする者は、納期限前7日までに、当該軽自動車等について減免を受けようとする税額及び次の各号に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする事由を証明する書類を添付し、これを町長に提出しなければならない。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 軽自動車等の所有者等の住所又は事務所若しくは事業所の所在地、氏名又は名称及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下この号及び次条において同じ。）又は法人番号（同法第2条第15項に規定する法人番号をいう。以下この号において同じ。）（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所又は事務所若しくは事業所の所在地及び氏名又は名称）</p> <p>(3)～(8) 略</p> <p>3 略 (身体障害者等に対する軽自動車税の減免)</p> <p>第90条 略</p> <p>2 前項第1号の規定によって軽自動車税の減免を受けようとする者は、納期限前7日までに、町長に対して、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条の規定により交付された身体障害者手帳（戦傷病者特別援護法（昭和38年法律第168号）第4条の規定により戦傷病者手帳の交付を受けている者で身体障害者手帳の交付を受けていないものにあつては、戦傷病者手帳とする。以下本項において「身体障害者手帳」という。）、厚生労働大臣が定めるところにより交付された療育手帳（以下本項において「療育手帳」という。）又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条の規定により交付された精神障害者保健福祉手帳（以下本項において「精神障害者保健福祉手帳」という。）及び道路交通法（昭和35年法律第105号）第92条の規定により交付された身体障害者又は身体障害者等と生計を一にする者若しくは身体障害</p>

現 行 条 例	改 正 条 例
<p>者等（身体障害者等のみで構成される世帯の者に限る。）を常時介護する者の運転免許証（以下本項において「運転免許証」という。）を提示するとともに、次の各号に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする理由を証明する書類を添付して、提出しなければならない。</p> <p>(1) 減免を受ける者の氏名及び住所並びに減免を受ける者が身体障害者等と生計を一にする者である場合には、当該身体障害者等との関係</p> <p>(2)～(6) 略</p> <p>3及び4 略</p> <p>第91条～第139条の2 略 （特別土地保有税の減免）</p> <p>第139条の3 略</p> <p>2 前項の規定によって特別土地保有税の減免を受けようとする者は、納期限前7日までに、次に掲げる事項を記載した申請書にその減免を受けようとする事由を証明する書類を添付して町長に提出しなければならない。</p> <p>(1) 納税義務者の住所及び氏名又は名称</p> <p>(2)及び(3) 略</p> <p>3 略</p> <p>第140条～第148条 略 （入湯税に係る特別徴収義務者の経営申告）</p> <p>第149条 鉱泉浴場を経営しようとする者は、経営開始の日の前日までに、次に掲げる事項を町長に申告しなければならない。申告した事項に異動があった場合においては、直ちにその旨を申告しなければならない。</p> <p>(1) 住所及び氏名又は名称</p>	<p>者等（身体障害者等のみで構成される世帯の者に限る。）を常時介護する者の運転免許証（以下本項において「運転免許証」という。）を提示するとともに、次の各号に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする理由を証明する書類を添付して、提出しなければならない。</p> <p>(1) 減免を受ける者の氏名、住所及び個人番号（個人番号を有しない者にあつては、氏名及び住所）並びに減免を受ける者が身体障害者等と生計を一にする者である場合には、当該身体障害者等との関係</p> <p>(2)～(6) 略</p> <p>3及び4 略</p> <p>第91条～第139条の2 略 （特別土地保有税の減免）</p> <p>第139条の3 略</p> <p>2 前項の規定によって特別土地保有税の減免を受けようとする者は、納期限前7日までに、次に掲げる事項を記載した申請書にその減免を受けようとする事由を証明する書類を添付して町長に提出しなければならない。</p> <p>(1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下この号において同じ。）又は法人番号（同条第15項に規定する法人番号をいう。以下この号において同じ。）（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）</p> <p>(2)及び(3) 略</p> <p>3 略</p> <p>第140条～第148条 略 （入湯税に係る特別徴収義務者の経営申告）</p> <p>第149条 鉱泉浴場を経営しようとする者は、経営開始の日の前日までに、次に掲げる事項を町長に申告しなければならない。申告した事項に異動があった場合においては、直ちにその旨を申告しなければならない。</p> <p>(1) 住所又は事務所若しくは事業所の所在地、氏名又は名称及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下この号において同じ。）又は法人番号（同条第15項に規定する法人番号をいう。以下この号において同じ。）（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所又は事務所若しくは事業所の所在地及び氏名又は名称）</p>

現 行 条 例	改 正 条 例
<p>(2)及び(3) 略 第150条及び第151条 略</p> <p>附 則 第1条～第3条の2 略 (納期限の延長に係る延滞金の特例)</p> <p>第4条 当分の間、日本銀行法（平成9年法律第89号）第15条第1項（第1号に係る部分に限る。）の規定により定められる商業手形の基準割引率が年5.5パーセントを超えて定められる日からその後年5.5パーセント以下に定められる日の前日までの期間（当該期間内に前条第2項の規定により第52条に規定する延滞金の割合を同項に規定する特例基準割合とする年に含まれる期間がある場合には、当該期間を除く。以下この項において「特例期間」という。）内（法人税法第75条の2第1項（同法第145条第1項において準用する場合を含む。）の規定により延長された法第321条の8第1項に規定する申告書の提出期限又は法人税法第81条の24第1項の規定により延長された法第321条の8第4項に規定する申告書の提出期限が当該年5.5パーセント以下に定められる日以後に到来することとなる町民税に係る申告基準日が特例期間内に到来する場合における当該町民税に係る第52条の規定による延滞金にあっては、当該年5.5パーセントを超えて定められる日から当該延長された申告書の提出期限までの期間内）は、特例期間内にその申告基準日の到来する町民税に係る第52条に規定する延滞金の年7.3パーセントの割合は、同条及び前条第2項の規定にかかわらず、当該年7.3パーセントの割合と当該申告基準日における当該商業手形の基準割引率のうち年5.5パーセントの割合を超える部分の割合を年0.25パーセントの割合で除して得た数を年0.73パーセントの割合に乗じて計算した割合とを合計した割合（当該合計した割合が年12.775パーセントの割合を超える場合には、年12.775パーセントの割合）とする。</p> <p>2 略 第5条～第10条の2 略 (新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)</p> <p>第10条の3 法附則第15条の6第1項又は第2項の住宅について、これらの規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の1月31日までに次に掲げる事項を記載した申告書を町長に提出しなければならない。</p>	<p>(2)及び(3) 略 第150条及び第151条 略</p> <p>附 則 第1条～第3条の2 略 (納期限の延長に係る延滞金の特例)</p> <p>第4条 当分の間、日本銀行法（平成9年法律第89号）第15条第1項（第1号に係る部分に限る。）の規定により定められる商業手形の基準割引率が年5.5パーセントを超えて定められる日からその後年5.5パーセント以下に定められる日の前日までの期間（当該期間内に前条第2項の規定により第52条に規定する延滞金の割合を同項に規定する特例基準割合とする年に含まれる期間がある場合には、当該期間を除く。以下この項において「特例期間」という。）内（法人税法第75条の2第1項（同法第144条の8において準用する場合を含む。）の規定により延長された法第321条の8第1項に規定する申告書の提出期限又は法人税法第81条の24第1項の規定により延長された法第321条の8第4項に規定する申告書の提出期限が当該年5.5パーセント以下に定められる日以後に到来することとなる町民税に係る申告基準日が特例期間内に到来する場合における当該町民税に係る第52条の規定による延滞金にあっては、当該年5.5パーセントを超えて定められる日から当該延長された申告書の提出期限までの期間内）は、特例期間内にその申告基準日の到来する町民税に係る第52条に規定する延滞金の年7.3パーセントの割合は、同条及び前条第2項の規定にかかわらず、当該年7.3パーセントの割合と当該申告基準日における当該商業手形の基準割引率のうち年5.5パーセントの割合を超える部分の割合を年0.25パーセントの割合で除して得た数を年0.73パーセントの割合に乗じて計算した割合とを合計した割合（当該合計した割合が年12.775パーセントの割合を超える場合には、年12.775パーセントの割合）とする。</p> <p>2 略 第5条～第10条の2 略 (新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)</p> <p>第10条の3 法附則第15条の6第1項又は第2項の住宅について、これらの規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の1月31日までに次に掲げる事項を記載した申告書を町長に提出しなければならない。</p>

現 行 条 例	改 正 条 例
<p>(1) 納税義務者の住所及び氏名又は名称</p> <p>(2)及び(3) 略</p> <p>2 法附則第15条の7第1項又は第2項の住宅について、これらの規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の1月31日までに次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第2項に規定する書類を添付して町長に提出しなければならない。</p> <p>(1) 納税義務者の住所及び氏名又は名称</p> <p>(2)～(4) 略</p> <p>3 法附則第15条の8第3項の家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の1月31日までに次に掲げる事項を記載した申告書を町長に提出しなければならない。</p> <p>(1) 納税義務者の住所及び氏名又は名称</p> <p>(2)及び(3) 略</p> <p>4 法附則第15条の8第4項の貸家住宅について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の1月31日までに次に掲げる事項を記載し、かつ、高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成13年法律第26号）第7条第1項の登録を受けた旨を証する書類及び当該貸家住宅の建設に要する費用について令附則第12条第21項第2号に規定する補助を受けている旨を証する書類を添付した申告書を町長に提出しなければならない。</p> <p>(1) 納税義務者の住所及び氏名又は名称</p> <p>(2)及び(3) 略</p> <p>5 法附則第15条の8第5項の家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の1月31日までに次に掲げる事項を記載した申告書を町長に提出しなければならない。</p> <p>(1) 納税義務者の住所及び氏名又は名称</p> <p>(2)及び(3) 略</p> <p>6 法附則第15条の9第1項の耐震基準適合住宅について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合住宅に係る耐震改修が完了した日から</p>	<p>(1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）</p> <p>(2)及び(3) 略</p> <p>2 法附則第15条の7第1項又は第2項の住宅について、これらの規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の1月31日までに次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第2項に規定する書類を添付して町長に提出しなければならない。</p> <p>(1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）</p> <p>(2)～(4) 略</p> <p>3 法附則第15条の8第3項の家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の1月31日までに次に掲げる事項を記載した申告書を町長に提出しなければならない。</p> <p>(1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）</p> <p>(2)及び(3) 略</p> <p>4 法附則第15条の8第4項の貸家住宅について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の1月31日までに次に掲げる事項を記載し、かつ、高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成13年法律第26号）第7条第1項の登録を受けた旨を証する書類及び当該貸家住宅の建設に要する費用について令附則第12条第21項第2号に規定する補助を受けている旨を証する書類を添付した申告書を町長に提出しなければならない。</p> <p>(1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）</p> <p>(2)及び(3) 略</p> <p>5 法附則第15条の8第5項の家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の1月31日までに次に掲げる事項を記載した申告書を町長に提出しなければならない。</p> <p>(1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）</p> <p>(2)及び(3) 略</p> <p>6 法附則第15条の9第1項の耐震基準適合住宅について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合住宅に係る耐震改修が完了した日から</p>

現 行 条 例	改 正 条 例
<p>3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に当該耐震改修に要した費用を証する書類及び当該耐震改修後の家屋が令附則第12条第24項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して町長に提出しなければならない。</p> <p>(1) <u>納税義務者の住所及び氏名又は名称</u></p> <p>(2)～(6) 略</p> <p>7 法附則第15条の9第4項の高齢者等居住改修住宅又は同条第5項の高齢者等居住改修専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第4項に規定する居住安全改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第8項各号に掲げる書類を添付して町長に提出しなければならない。</p> <p>(1) <u>納税義務者の住所及び氏名又は名称</u></p> <p>(2)～(7) 略</p> <p>8 法附則第15条の9第9項の熱損失防止改修住宅又は同条第10項の熱損失防止改修専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第9項に規定する熱損失防止改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第9項各号に掲げる書類を添付して町長に提出しなければならない。</p> <p>(1) <u>納税義務者の住所及び氏名又は名称</u></p> <p>(2)～(6) 略</p> <p>9 法附則第15条の10第1項の耐震基準適合家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第11項に規定する補助に係る補助金確定通知書の写し、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）第7条又は附則第3条第1項の規定による報告の写し及び当該耐震改修後の家屋が令附則第12条第24項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して町長に提出しなければならない。</p> <p>(1) <u>納税義務者の住所及び氏名又は名称</u></p> <p>(2)～(6) 略</p> <p>3～5 略</p>	<p>3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に当該耐震改修に要した費用を証する書類及び当該耐震改修後の家屋が令附則第12条第24項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して町長に提出しなければならない。</p> <p>(1) <u>納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）</u></p> <p>(2)～(6) 略</p> <p>7 法附則第15条の9第4項の高齢者等居住改修住宅又は同条第5項の高齢者等居住改修専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第4項に規定する居住安全改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第8項各号に掲げる書類を添付して町長に提出しなければならない。</p> <p>(1) <u>納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）</u></p> <p>(2)～(7) 略</p> <p>8 法附則第15条の9第9項の熱損失防止改修住宅又は同条第10項の熱損失防止改修専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第9項に規定する熱損失防止改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第9項各号に掲げる書類を添付して町長に提出しなければならない。</p> <p>(1) <u>納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）</u></p> <p>(2)～(6) 略</p> <p>9 法附則第15条の10第1項の耐震基準適合家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第11項に規定する補助に係る補助金確定通知書の写し、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）第7条又は附則第3条第1項の規定による報告の写し及び当該耐震改修後の家屋が令附則第12条第24項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して町長に提出しなければならない。</p> <p>(1) <u>納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）</u></p> <p>(2)～(6) 略</p> <p>3～5 略</p>

現 行 条 例	改 正 条 例
<p>第11条～第16条 略 (たばこ税の税率の特例)</p> <p>第16条の2 <u>たばこ事業法附則第2条の規定による廃止前の製造たばこ定価法(昭和40年法律第122号)第1条第1項に規定する紙巻たばこ3級品の当該廃止の時ににおける品目と同一である喫煙用の紙巻たばこに係るたばこ税の税率は、第95条の規定にかかわらず、当分の間、1,000本につき2,495円とする。</u></p> <p><u>2 前項の規定の適用がある場合における第98条第1項から第4項までの規定の適用については、同条第1項中「第34号の2様式」とあるのは「第48号の5様式」と、同条第2項中「第34号の2の2様式」とあるのは「第48号の6様式」と、同条第3項中「第34号の2の6様式」とあるのは「第48号の9様式」と、同条第4項中「第34号の2様式又は第34号の2の2様式」とあるのは「第48号の5様式又は第48号の6様式」とする。</u></p> <p>第16条の3～第27条 略</p>	<p>第11条～第16条 略</p> <p>第16条の2 削除</p> <p>第16条の3～第27条 略</p>

幕別町税条例等の一部を改正する条例の概要

法……………地方税法（昭和25年法律第226号）
 法附則……………地方税法附則
 条例……………幕別町税条例（昭和30年条例第18号）
 条例附則……………幕別町税条例附則

○地方税法等の一部を改正する法律の施行に伴う改正関係

税目名 個人町民税

事項	関係条項	改正内容	適用年月日等
1 個人町民税所得割の課税標準の改正	法第313条 条例第33条	<p>所得税における国外転出をする場合の譲渡所得等の特例の創設に伴う所得割の課税標準に関する規定の整備</p> <p>平成27年7月1日以後に国外転出をする一定の高額資産家が保有する有価証券等の含み益（譲渡所得等）に対し、新たに所得税が課税されることとなったが、当該譲渡所得等について、翌年度の個人町民税の課税標準からは除くこととされた。このため、所得税法の規定の例により計算することとしている個人町民税の課税標準において、当該譲渡所得等の計算においては、同法の規定の例によらないものとする。</p>	平成28年度以後の年度分から適用する。
2 引用条項及び文言の整理	条例第23条 条例第36条の3の3 条例附則第4条	所得税法、法人税法の改正に伴う法律の引用条項及び文言の整理	<p>条例第36条の3の3は平成28年1月1日から適用する。</p> <p>条例第23条及び条例附則第4条は平成28年4月1日から適用する。</p>

税目名 たばこ税

事項	関係条項	改正内容	適用年月日等																					
1 特例税率の段階的な廃止	法附則第30条の2 条例附則第16条の2	<p>旧3級品に係る特例税率の段階的な廃止</p> <p>旧3級品（エコー、わかば、しんせい、ゴールデンバット等6品目）の特例税率が平成28年4月1日から廃止される（ただし、下記のとおり3年間の経過措置がある）ことに伴う所要の改正を行う。</p> <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">税率 (1,000本当たり)</th> <th rowspan="2">現行</th> <th colspan="3">経過措置期間</th> <th rowspan="2">改正後 (平成31年度)</th> </tr> <tr> <th>平成28年度</th> <th>平成29年度</th> <th>平成30年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>旧3級品</td> <td>2,495円</td> <td>2,925円</td> <td>3,355円</td> <td>4,000円</td> <td>5,262円</td> </tr> <tr> <td>(参考) 一般品</td> <td>5,262円</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	税率 (1,000本当たり)	現行	経過措置期間			改正後 (平成31年度)	平成28年度	平成29年度	平成30年度	旧3級品	2,495円	2,925円	3,355円	4,000円	5,262円	(参考) 一般品	5,262円					平成28年4月1日から適用する。
税率 (1,000本当たり)	現行	経過措置期間			改正後 (平成31年度)																			
		平成28年度	平成29年度	平成30年度																				
旧3級品	2,495円	2,925円	3,355円	4,000円	5,262円																			
(参考) 一般品	5,262円																							

徴収猶予規定の整備による改正

事項	関係条項	改正内容	適用年月日等
1 徴収猶予の規定の追加	法第15条～第16条 条例第8条～第12条	<p>法律に条例委任事項が設けられたことに伴う改正</p> <p>地方税の猶予制度について、納税者の負担軽減を図るとともに早期かつ的確な納税の履行を確保する観点から一定の事項について条例で定めることとされたことにより、また国税における昨年度の改正及び道税における改正を踏まえて所要の見直しを図る。</p> <p>第8条（徴収猶予に係る徴収金の納付又は納入方法） 町長は徴収の猶予をする場合には、猶予を受ける者の財産状況その他の事情からみて合理的かつ妥当なものに分割して納付、または納入させることができる。</p> <p>第9条（徴収猶予の申請手続等） 申請者は、猶予該当事実の詳細等を記載した申請書に猶予該当事実を証するに足りる書類、担保の提供（金額が100万円を超え、かつ猶予期間が3月を超える場合）に関する書類等を添付し、町長に提出しなければならない。</p> <p>第10条（職権による換価の猶予の手続等） 町長は、必要があると認めるときは、換価の猶予の手続きにおいて滞納者に対し換価の猶予に関する書類の提出を求めることができる。</p> <p>第11条（申請による換価の猶予の手続等） 滞納者が、町税を一時に納付又は納入することができないと認められる場合において、町税の納付又は納入について誠実な意思を有することが認められるときは、町税の納期限から6月以内に限り、滞納処分による財産の換価を猶予することができる。</p> <p>第12条（担保を徴する必要がある場合） 猶予に係る金額が100万円以下、猶予期間が3月以内、または担保を徴することができない特別な事情がある場合については担保を徴しない。</p>	平成28年4月1日から適用する。
2 引用条項及び文言の整理	法第20条の2 法第292条 条例第18条 条例第23条	地方税法の改正に伴う法律の引用条項の整理	平成28年4月1日から適用する。

○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う改正
税目名 個人・法人町民税

事項	関係条項	改正内容	適用年月日等
1 町民税の申告	法第317条の2 条例第36条の2	申告事項に法人番号の規定を整備	平成28年1月1日から適用する。
2 町民税の減免	法第322条 条例第51条	減免申請書に納税義務者の氏名又は名称及び住所若しくは居所等に加え、個人番号又は法人番号の規定を整備	平成28年1月1日から適用する。

税目名 固定資産税

事項	関係条項	改正内容	適用年月日等
1 固定資産税に係る申出、申告	条例第63条の2 条例第63条の3 条例第74条 条例第74条の2 条例附則第10条の3	申出書または申告書に名称及び個人番号又は法人番号の規定を整備	平成28年1月1日から適用する。
2 固定資産税の減免	条例第71条	減免申請書に個人番号又は法人番号の規定を整備	平成28年1月1日から適用する。

税目名 軽自動車税

事項	関係条項	改正内容	適用年月日等
1 軽自動車税の減免	法第367条 条例第89条	減免申請書に事務所若しくは事業所の所在地、個人番号又は法人番号の規定を整備	平成28年1月1日から適用する。
2 身体障害者等に対する軽自動車税の減免	法第454条 条例第90条	減免申請書に個人番号の規定を整備	平成28年1月1日から適用する。

税目名 特別土地保有税

事項	関係条項	改正内容	適用年月日等
1 特別土地保有税の減免	法第605条の2 条例第139条の3	減免申請書に個人番号又は法人番号の規定を整備	平成28年1月1日から適用する。

税目名 入湯税

事項	関係条項	改正内容	適用年月日等
1 入湯税に係る特別徴収義務者の経営申告	条例第149条	経営申告書に事務所若しくは事業所の所在地、個人番号及び法人番号の規定を整備	平成28年1月1日から適用する。